

特別養護老人ホーム一宮喜楽園 料金表

【従来型多床室】 ※負担割合が1割でない方は第4段階で利用料金を計算しています。

令和6年8月現在

要介護度	1日あたりの 単位数	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	介護職員処遇 改善加算 (Ⅱ)	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担利用料金 (31日)	2割負担利用料金 (31日)	3割負担利用料金 (31日)
要介護1	694	4	8	1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	0円	34,223円	123,005円	147,928円
					第2段階	390円	430円	50,343円		
					第3段階①	650円	430円	58,403円		
					第3段階②	1,360円	430円	80,413円		
					第4段階	1,445円	915円	98,083円		
要介護2	762	4	8	1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	0円	36,617円	127,795円	155,112円
					第2段階	390円	430円	52,737円		
					第3段階①	650円	430円	60,797円		
					第3段階②	1,360円	430円	82,807円		
					第4段階	1,445円	915円	100,477円		
要介護3	835	4	8	1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	0円	39,188円	132,936円	162,824円
					第2段階	390円	430円	55,308円		
					第3段階①	650円	430円	63,368円		
					第3段階②	1,360円	430円	85,378円		
					第4段階	1,445円	915円	103,048円		
要介護4	903	4	8	1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	0円	41,583円	137,726円	170,009円
					第2段階	390円	430円	57,703円		
					第3段階①	650円	430円	65,763円		
					第3段階②	1,360円	430円	87,773円		
					第4段階	1,445円	915円	105,443円		
要介護5	968	4	8	1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	0円	43,872円	142,304円	176,876円
					第2段階	390円	430円	59,992円		
					第3段階①	650円	430円	68,052円		
					第3段階②	1,360円	430円	90,062円		
					第4段階	1,445円	915円	107,732円		

* 「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「居住費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

* 入居の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

* 介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

* その他の料金及び各加算料金の内容については、裏面をご覧ください。上記利用料金には裏面の各種加算項目の適用欄に○が付いている加算が含まれています。

○その他の料金等について

特別養護老人ホーム一宮喜楽園 料金表

内 容	金 額
①日用品（歯ブラシ・歯磨き粉・ポリデント・ティッシュペーパー等）	実費
②理美容費	実費
③医療費、薬費	実費
④7泊を超える長期入院、外泊時は別途居住費が発生します。	実費
⑤預り金管理料	2,000円/月
⑥私物電気代	1台につき50円/日（上限額は2台合計100円まで）

○各種加算項目

加算項目	内容等	加算料金	適用
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置している場合	4円/日	○
看護体制加算（Ⅱ）	最低基準を1人以上、上回った看護職員を配置し、かつ看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合	8円/日	○
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、配置や基準を上回っている場合	27円/日	—
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の情報を厚生労働省に提出している場合	50円/月	○
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡発生防止のため定期的に評価し厚生労働省に提出、計画的に褥瘡管理を実施した場合（3ヵ月に1回）	3円/月	○
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）の要件を満たし、褥瘡が発生するリスクがある入所者について褥瘡の発生のないこと	13円/月	※
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師またはその指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し技術的助言及び指導を行った場合	90円/月	※
口腔衛生管理加算（Ⅱ） ※（Ⅰ）・（Ⅱ）のいずれか	上記（Ⅰ）の要件に加え その情報を厚生労働省に提出している場合	110円/月	※
経口維持加算（Ⅰ）	経口から食事を摂取する際に誤嚥が認められる入居者に対し、経口維持計画に基づき、医師等の指示を受けた管理栄養士等が栄養管理を行った場合	400円/月	※
経口維持加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）の要件に加え、協力歯科を定め、経口による食事の摂取を支援するための観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合	100円/月	※
初期加算	入居日から30日以内の期間 1ヶ月以上入院ののち、退院後30日	30円/日	※
外泊時費用（月6日を限度）	外泊、入院した期間	246円/日	※
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	総単位数に対して13.6%		○

* 上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

* 上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。